

くま川鉄道沿線周遊促進緊急支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県観光戦略補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 エネルギー価格や人件費高騰等の影響を受ける観光事業者等を支援するため、令和8年9月に全線開通するくま川鉄道を軸にモニターツアーの実施を通じて地域へ人を呼び込み、公共交通機関を活用した周遊の仕組みを構築することにより、地域内での消費を促進し、滞在性の向上やリピート率、観光消費額の増加を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、旅行者、交通事業者等の民間事業者（共同申請を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (2) 会社法等に基づき営業停止等の処分を受けている者
- (3) 本事業の適切な遂行が困難であると認められる者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費については、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としない。

- (1) 国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- (2) 補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- (3) 経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする）
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) その他、知事が不相当と認める経費

(補助率及び補助金額)

第5条 補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

(実施期間)

第6条 実施期間は、交付決定の日から令和9年（2027年）2月26日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 交付要項第3条第2項に規定する添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別記第1号様式一別紙1）
- (2) 事業経費内訳書（別記第1号様式一別紙2）
- (3) 誓約書（別記第1号様式一別紙3）

- (4) 収支予算書（交付要項別記第2号様式）
- (5) その他参考となる資料

（補助事業の内容等の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後、補助事業の内容等について、次に定める変更事由が生じたときは、要項第5条第2項に規定する変更申請書に事業変更計画書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費のうち、30%を超える変更をしようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 変更申請書に添付すべき事業変更計画書は、第7条第1項に規定する書類（変更後のもの）を準用するものとする。

3 変更申請書の提出期限は、変更のあった日から30日以内とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 交付規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業者が知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請書は、別記第2号様式によるものとする。

（実施状況の報告等）

第10条 知事は、進捗状況を把握するため、適宜、ヒアリングの実施や状況報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第11条 交付規則の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和9年（2027年）2月26日のいずれか早い期日とする。

2 交付要項第9条第2項第2号に規定する添付書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第8号様式一別紙1）

(2) 収支精算書（交付要項別記第2号様式）

(3) 事業報告書（様式任意）

(4) その他参考となる資料

（交付決定等の取り消し）

第12条 知事は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、交付要領又は法令若しくは交付要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、誓約書（別記第1号様式一別添3）の記載事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されて

いるときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。
- 4 知事は、前2項の規定により補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

(財産処分の制限)

- 第13条 補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜き単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用する。
- 2 補助事業者は、取得財産等を前項の規定により定められた期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(証拠書類の保管)

- 第14条 補助事業者が保管する証拠書類の保管期間について、熊本県補助金等交付規則第23条に規定する別に定める期間は、第13条で規定する財産処分の制限期間と同一とする。

(雑則)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）3月31日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象経費	補助対象事業者	補助率 補助上限額
<p>民間事業者が行う以下の取組みへの補助に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光資源の磨き上げに要する経費 (2) 周遊プランの構築に要する経費 (3) モニターツアー等の実施、検証（実施後の提案等を含む）に要する経費 (4) その他周遊性向上に資する取組みに要する経費 	<p>民間事業者 (※共同申請可)</p>	<p>定額 (上限 35,000 千円 /者)</p>